

消費税の確定申告をされる方へのお知らせ

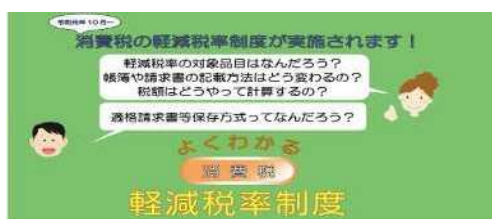
消費税の軽減税率に関する説明会を、各税務署で開催しています

各税務署において、令和元年10月から実施された軽減税率制度の概要や、記帳から確定申告書の作成方法についての**説明会**を開催していますので、ぜひご参加ください。
なお、説明会の開催日程については、国税庁ホームページでご確認ください。

「国税庁動画チャンネル」に、軽減税率の動画を掲載しています

YouTubeの「**国税庁動画チャンネル**」に、消費税の軽減税率に関する動画を掲載しています。

いつでも、どこでもアクセスできますので、各税務署で開催している説明会に参加できない方や、軽減税率制度の内容を確認したい方など、ぜひお気軽にご覧ください。



国税庁動画チャンネルはコチラ⇒



申告書を作成する際、「区分経理をした帳簿」が必要になります

令和元年10月から「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率対象品目の取引がある場合、確定申告に当たっては、**区分経理をした帳簿**※1が必要になります。

なお、区分経理をした帳簿から転記等を行った「**課税取引金額計算表**」※2（**簡易課税制度の適用がある方は、「課税取引金額計算表」の売上（収入）部分**）を記載して準備しておくこと、確定申告書の作成がスムーズになります。

※1 区分経理をした帳簿とは、令和元年9月30日以前の税率と令和元年10月1日以降の軽減税率8%と標準税率10%を区分して記帳した帳簿のことです。

※2 「課税取引金額計算表」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。



計画的な納税資金のご準備をお願いします

消費税及び地方消費税の中間申告・納付額は、直前の課税期間の確定消費税額を基礎として計算されます。

このため、税率の引上げ直後において、中間申告額は8%の税率により計算されていることから、確定申告では、10%の税率により計算された消費税額（年税額）と、8%の税率により計算された中間申告額との差額を納付する必要があります。

税率引上げ直前の課税期間と同様の決算内容であった場合でも、確定申告時の納付額が増加しますので、中間申告が必要な方は特にご注意ください。